

現況届について

現況届は、毎年6月1日時点の状況を把握し、引き続き要件を満たしているかどうかを確認する為のものです。

児童の養育状況が変わっていなければ、下記の1～5に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

現況届の提出が必要な方

1. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している方
2. 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
3. 離婚協議中で配偶者と別居している方
4. **第3子以降の算定を受けている受給者**で、算定対象者（18歳到達後の年度末を経過した後、22歳到達後の年度末までの子）の登録が**学生以外の方**
5. その他松茂町から提出の案内があった方

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下の1～4に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
3. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

児童手当制度では、以下のルールを適用します！



1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**。（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請が出来ます。

寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！

松茂係長



令和6年10月分から
制度が一部変わりました！

松茂町 福祉課



徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地

☎088-699-8713

～児童手当について～

1. 支給対象

高等学校卒業に相当する年齢まで（18歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。また、父母等の収入（所得）の状況を考慮し、原則として「所得の高い方」に支給します。

※所得制限はありません。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上 高校生年代	10,000円	

※ 「第3子以降」とは、22歳到達後、最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。18歳到達後の年度末を経過した後、22歳到達後の年度末までの子を算定対象とする場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

3. 支給時期

原則として、**毎偶数月**（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の**10日**に、それぞれの前月分までの手当を支給します。10日が土・日・祝日等の場合は、直前の平日に支給します。

支払通知書は送付しませんので通帳の記帳などによりご確認ください。

例) 12月の支給日には、10、11月分の手当を支給します。

保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当から徴収することが可能です。詳しくは、福祉課や学校教育課にご相談ください。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください！

以下の場合、申請・届出が必要です

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です。

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。

申請に必要なもの

- 受給者本人名義の振込先口座が分かるもの
- 受給者本人の健康保険証の写し
- 受給者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの（児童の住所が町外にある場合は、その児童のマイナンバーが分かるものも必要です。）

申請はお早めにお願ひします！

3. 養育する児童が増えたとき

第2子以降の出生や、養育する児童が増えたときも、児童手当を受給している市区町村に申請が必要です。

4. 受給者や児童の氏名・住所が変わったとき

児童手当を受給している市区町村に変更届の提出が必要です。

5. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

公務員の場合は、勤務先から支給になります。受給者が公務員になったとき、および公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

※ 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更があった場合も手続きが必要です。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

6. 児童を監護しなくなったとき（離婚・拘禁等）

児童手当を受給している市区町村へ、受給事由消滅届の提出が必要です。

受給者が変更になる場合は、新受給者の新規認定請求書の提出も必要です。

7. 振込口座を変更するとき

児童手当を受給している市区町村に変更届の提出が必要です。